

農協等が認定新規就農者に利用させる
機械装置等を取得した場合の

固定資産税に係る 課税標準の特例措置

農協等が農業用ハウス等を取得し、
一定の要件を満たす認定新規就農者
に利用させる場合、
その固定資産税が軽減されます



農協等^①が、一定の償却資産^②を、適用期間に取得^③し、地域計画のうち目標地図又は人・農地プランの中心経営体^④に位置付けられた認定新規就農者^⑤に利用させる^③場合、その償却資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に限り、**課税標準が3分の2に軽減**されます。（地方税法附則第15条第36項）

① 農協等

農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く。）、農業協同組合連合会
農事組合法人

② 一定の償却資産

機械及び装置	30～330万円	器具及び備品	30～600万円
建物附属設備	30～600万円	構築物	30～2,000万円

※ それぞれ1つあたりの取得価額

③ 適用期間に取得・利用させる

令和2年4月1日～令和8年3月31日までに取得し、かつ、利用させるものが対象です。

④ 地域計画のうち目標地図又は人・農地プランの中心経営体

地域計画は、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化したものです。そのうち目標地図は、将来の地域の農用地の利用について農業を担う者ごとに地図に明確化したものです。

人・農地プランとは、農業者が話合いに基づき、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。

⑤ 認定新規就農者

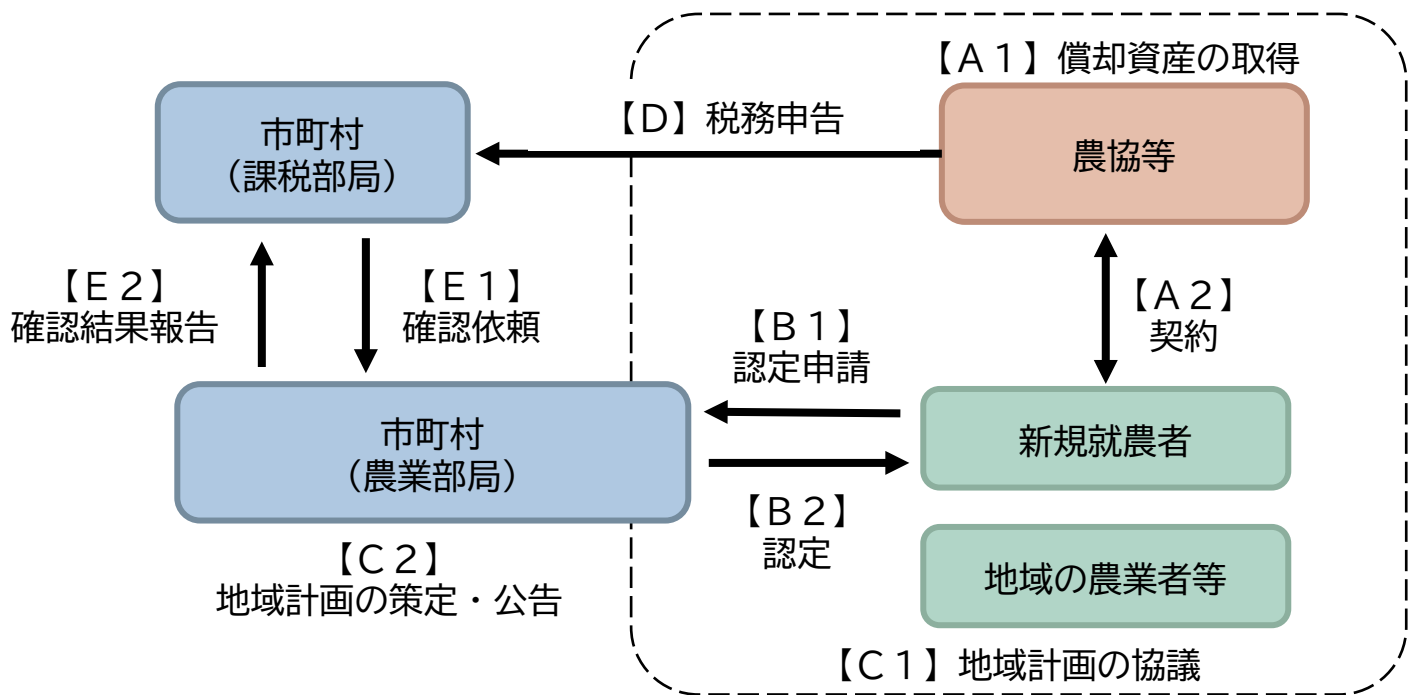
認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等が、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする青年等就農計画を作成し、その計画を市町村に認定された者です。



本特例措置は、**認定新規就農者への支援措置の一環**であり、農協等から認定新規就農者に貸し付けることで、**認定新規就農者の初期投資の負担軽減や定着等に役立てていただく**ことを目的としています。

裏面に続く

【適用手続】



<手続の流れ>

①A、B、Cの手続について順番を問わず1月1日までに行います。

(A：償却資産の取得)

【A1】農協等は、償却資産を取得します。

【A2】農協等と新規就農者がリース契約などをします。

(B：青年等就農計画の認定)

【B1】新規就農者が市町村に青年等就農計画の認定申請をします。

【B2】市町村は、審査のうえ認定します。

(C：地域計画の協議～策定・公告) ※人・農地プランによる手続も可能です。

【C1】市町村は、適当と認めた区域における農業者等との協議を経て、新規就農者を地域計画のうち目標地図に位置付けます。

【C2】市町村は、地域計画について、策定し、公告します。

②Dの手続を1月31日までに行います。

【D1】税務申告において、納税書類に契約書の写しを添付します(※)。

③市町村においてEの確認がなされます。

【E1】市町村課税部局は、農業部局に対し、当該契約書の償却資産の利用者が、既に認定されており、地域計画のうち目標地図に位置付けられていることについて確認依頼をします。

【E2】市町村農業部局は、課税部局からの依頼により、当該利用者が地域計画のうち目標地図に位置付けられていることかつ認定新規就農者であるかについての確認結果を報告します。

※ 償却資産所在の市町村と、認定している市町村、地域計画のうち目標地図に位置付けられている市町村が異なる場合は、青年等就農計画認定書の写し、別市町村の地域において地域計画のうち目標地図に位置付けられていることの証明書の添付が必要です。

【問合せ先】 農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-6469